

沖縄県立芸術大学名誉教授称号授与規程

令和4年10月14日

冲芸大規程第133号

(趣旨)

第1条 学校教育法第106条の規定に基づく沖縄県立芸術大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号を授与する場合の選考の基準、手続き等については、この規程の定めるところによる。

(選考の基準)

第2条 本学の名誉教授の選考基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教授として15年以上勤務し、かつ、教育・学術上又は芸術上の功績があった者。
- (2) 前号に定める勤務年数には達しないが、本学の教授として相当期間勤務し、かつ教育・学術上又は芸術上の功績が特に顕著であった者。
- (3) 本学の学長として特に功績があった者。

(通算の基準)

第3条 前条に定める勤務年数については、本学の教授として勤務した年数はその年数、准教授として勤務した年数はその10分の8、講師として勤務した年数はその10分の6を通算し算出する。

(選考の手続)

第4条 名誉教授の称号授与は、次の各号に定めるいずれかの推薦により教育研究審議会の議を経て学長が決定する。

- (1) 第2条第1号及び第2号に該当する者にあつては、当該教授会の承認を得て当該学部長又は芸術文化研究所長が学長に推薦する。
- (2) 第2条第3号に該当する者にあつては、学長が推薦する。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号は、別記様式の辞令により授与する。

(称号授与の取消)

第6条 名誉教授の称号を授与された者（第4条に基づく決定後、前項による授与前の者を含む）が、その名誉を汚し、称号を保持するのに適当でないと認められる場合は、学長は、教育研究審議会の議を経て、称号の授与を取り消すことができる。

附 則（令和4年10月14日学長決裁）

この規程は、令和4年10月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別記様式

第 号

氏名

生年月日

沖縄県立芸術大学名誉教授の称号を授与する

年 月 日

沖縄県立芸術大学 印